

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：水質汚濁防止法の指定物質の見直し

規制の区分：新設、改正 **（拡充）** 緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：環境省水・大気環境局水環境課

評価実施時期：令和4（2022）年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）では、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を「指定物質」として規定し、指定物質を製造等する指定施設の事故等において、工場・事業場の設置者は事故時の措置をとることとしている。

指定物質の対象物質は、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）（平成23年2月中央環境審議会）」において、環境基準等に位置付けられた物質を指定物質として選定するなどの考え方が示され、現在56物質が定められている。また、直近の指定物質の見直しである平成24年以降に、平成25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成25年3月にアニリンが要監視項目に、令和2年5月にペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）が要監視項目に追加された。

これら4物質について、例えば、PFOAは、国際的には残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象であり、国内でも化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。）の第一種特定化学物質に指定され、製造や輸入が規制されているなど、人への健康影響等が懸念されている物質である。このため、PFOA等についても事故時の応急の措置等が必要であることから、新たに指定物質に追加するものである。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題〕

今回、指定物質に追加する4物質は、要監視項目等に位置づけられるなど、人への健康影響等が懸念されている物質である。このため、これら4物質についても水質事故時に流出防止等の応急の措置が必要である。

〔課題発生の原因〕

指定物質の対象物質は、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）（平成23年2月中央環境審議会）」において、人の健康の保護の観点等から要監視項目等に位置付けられた物質等を指定物質として選定するなどの考え方が示されている。また、直近の指定物質の見直しである平成24年以降に、新たにPFOA等の4物質が要監視項目等として位置付けられた。この状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和4年9月）における審議の結果、PFOA等の4物質を指定物質として指定することが適当とされたことから、これら4物質を指定物質に追加する必要がある。

〔規制以外の政策手段の検討〕

今回の政令改正は、規制の対象となる指定物質の見直しを行うものであり、規制手法等の措置枠組そのものに及ぶものではないことから、規制以外の政策手段は想定されない。

〔規制の内容〕

水濁法の指定物質の見直し

- ・ 指定物質を60物質に見直し（現在56物質）

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(遵守費用)

- ・ 事故時の応急の措置及び地方公共団体への届出に係るコスト

事業者は、指定物質を製造等する指定施設の事故の際に、指定物質を含む水の排出等の防止のために応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況等を地方公共団体に届出するコストが発生する。ただし、指定物質の事故発生件数は令和2年度実績で30件、1物質当たりの平均は約0.5件と稀である。今回、指定物質を4物質追加することから、新たに発生が見込まれる届出件数は年間で約2件であると想定される。仮に1件当たり、応急の措置対応に10人日及び届出対応に1人日を要するとした場合には、1人日約18,458円※として、「応急の措置対応及び届出に要する費用×届出件数」の年間約40万円の遵守費用が生じることとなる。 ※国税庁「令和3年度 民間給与実態統計調査結果」から、平均給与4,430千円÷240日＝18,458円/人とした。

(行政費用)

- ・ 事業者から提出される事故時の措置の届出を受ける事務が発生する。

地方公共団体は、事業者が行う事故時の応急の措置及びその事故の状況の届出を受けるコストが発生する。指定物質の事故発生件数は令和2年度実績で30件、1物質当たりの平均は約0.5件である。今回、指定物質を4物質追加することから、新たに発生が見込まれる届出件数は年間で約2件であると想定される。仮にこれらの届出審査事務について1件当たり2人日程度要するとした場合には、1人日約20,561円※として、約8万円を要することとなる。

※「令和4年度地方交付税関係参考資料」から、職員給与費単価（一般職員分）5,345,870円÷5日÷52週＝20,561円/人とした。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(対象外)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

・ PFOA 等を指定物質に指定することで、公共用水域及び地下水の汚濁を防止し、人の健康の保護及び生活環境を保全することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

環境の保全上の支障を未然に防止すること等の金銭的価値化は困難であるが、PFOA 及び PFOS は生殖発生毒性等のおそれがあるなどの人の健康や生態系への影響があることが判明しており、環境保全上の支障の未然防止等の効果（便益）があると考えられる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（対象外）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の規制は、通常の事業活動に対して規制するものではない。また、水質事故発生時に流出を防止するなどの規制であり、副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、人の健康や生態系への影響を低減するなど、環境保全上の支障の未然防止等が効果（便益）であるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、これまでの科学的知見を踏まえ、当該規制の拡充を行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今回の指定物質の追加は、規制以外の方法は考えられず、また、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価

に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会」（令和4年9月15日）において、指定物質の追加を説明、検討したうえで、当該4物質について指定物質に指定することが必要とされた。なお、定量化された費用や効果については、指定物質への指定の条件ではないことから、専門家会合等で定量化された費用等について議論はしていない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、施行から概ね5年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 効果：水質汚濁防止法第14条の2第2項に基づく事故時の措置の件数
- ・ 遵守費用：水質汚濁防止法第14条の2第2項に基づく事故時の措置の件数
- ・ 行政費用：水質汚濁防止法第14条の2第2項に基づく事故時の措置の件数